

## 職務上遵守すべき行動規範

この行動規範は、HIDO の設立目的に鑑み、役職員が職務上の義務として遵守すべき事項を定め、各種規程と併せて運用し、HIDO の社会的信頼の維持・向上を図ることを目的として規定しています。

### <職務上遵守すべき行動規範>

1. 役職員は、機構の設立目的を自覚し、機構に対する社会的信頼を維持し、向上させるよう努めなければならない。
2. 役職員は、業務を遂行するに当たって関係法令、規程等を遵守しなければならない。
3. 役職員は、業務上の相手すべてに対し、公平、誠実に行動するものとし、癒着その他不公平な行動をしてはならない。
4. 役職員は、利害関係者等からの贈与、供応等に係る禁止行為等に細心の注意を払い、その職務に係る倫理の保守を図らなければならない。
5. 役職員は、守秘義務を全うするため、業務上知り得た相手方の秘密及び個人情報等を厳重かつ適切に管理しなければならない。
6. 役職員は、他人が所有する知的財産権を尊重し、これを侵害してはならない。
7. 役職員は、業務を遂行するに当たって、機構の利益と対立相反するような行為をしてはならない。
8. 役職員は、機構の財産及び情報等を業務以外の目的のために利用してはならない。
9. 役職員は、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行わなければならない。
10. 役員及び管理職は、業務の遂行にあたり、この行動規範に従って、自ら率先垂範して臨まなければならない。